

# 中華民國（台湾）における付帯民事訴訟制度

内海 朋子

東京大学大学院法学政治学研究科  
修士課程・中華民國（台湾）弁護士

劉 芳 伶

## I 付帯私訴制度の導入にあたって

被害者側が犯罪行為によって生じた民法上の損害賠償請求権を刑事訴訟手続きの中で行使する訴訟形態である付帯私訴（付帯民事訴訟）は、被害者保護に資するとして、近時注目されている。刑事訴訟において証拠とされた事実が、民事訴訟において再び証拠調べを経ることなく証拠として採用されれば、犯罪行為において被った被害の迅速な補償が図られるからである。他方、付帯私訴制度とは私人による訴追（私人起訴、自訴）のように私人に刑事訴追権を付

与するものではないが、被害者が特に関心を持つ被害補償の範囲において、刑事手続への関与を認めるならば、被害者が刑事手続においてより主体的な地位を獲得する可能性を開くものでもある。本稿では、今後の立法における議論の参考となるよう、中華民國（台湾）における付帯私訴制度を紹介する。なお、本資料作成にあたっては、中南大学張軍建教授、漆丹教授の協力を得た。

## II 中華民國における付帯民事訴訟制度

中華民國の付帯民事訴訟制度は、日本の大正刑事訴訟法<sup>①</sup>

における付帯私訴制度を模範としており、両者には多くの共通点を見出すことができる。現行の中華民国刑事訴訟法は、国民政府により、一九二八年（民国一七年、昭和三年）七月二十八日に公布され、同年九月一日から施行された旧刑事訴訟法にその原型を求めることができ、その際、日本刑事訴訟法に倣って略式手続とともに導入された<sup>(4)</sup>とされる。その後、一九三五年（民国二四年、昭和一〇年）に、修正を加えた刑事訴訟法<sup>(5)</sup>が公布され、さらに新生中華民国下において、適用法令につき民国二六年以前の法令を適用する旨が決定されたため、民国二四年に公布・施行された刑事訴訟法が引き続き適用されることになった。その後、付帯民事訴訟規定については、大幅な改変はなく、現在に至っている。

中華民国における付帯民事訴訟手続（刑事訴訟法の第九篇・四八七条〜五一二条、以下「本篇」と称する）は以下の通りである。

まず、通則として、付帯民事訴訟を提起できる者は、犯罪により損害を受けた者であり、被告人及び民法上の賠償責任を負う者に対し、損害の原状回復を請求し得る（四八七条。日本の大正刑事訴訟法五六七条<sup>(6)</sup>に類似の定めがある。

以下では日本と略して対応する規定を示す。大正刑事訴訟法では、請求が可能なのは、被告人に対してのみであったが、「民法上の賠償責任を負う者」も含まれるのが特徴的である。付帯民事訴訟の提起は刑事訴訟の起訴後、第二審最終弁論終結前までにしなければならない。但し、第一審弁論終結後、上訴前において提起することを得ない（四八八条、日本五六八条<sup>(7)</sup>）。大正刑事訴訟法では、付帯民事訴訟を提起しうるのは第一審最終弁論終結前までであった。この点、付帯民事訴訟をより提起しやすくなっているといえる。また、ここでいう刑事訴訟の起訴とは、三一九条以下に定めのある、私人による訴追を含む。

民事訴訟法と刑事訴訟法の適用競合関係については、本篇に民事訴訟法を準用する特別な定めがある場合を除き、刑事訴訟法の規定を準用する。（四九〇条本文、日本五七七条本文<sup>(8)</sup>）。例えば、当事者能力及び訴訟能力、共同訴訟、訴訟参加、訴訟代理人及び補佐人、訴訟手続の停止、当事者本人の出頭、和解、請求権の放棄に基づく判決、訴訟の提起及び上訴若しくは抗告の撤回、仮差押、仮処分及び仮執行に関して、民事訴訟法の規定を準用する、と定めた四九一条（日本五七二条<sup>(9)</sup>）はこういった「特別な定め」の例

として挙げられる。

但し民事部に移送され、あるいは、差し戻された場合においては、民事訴訟法を適用しなければならない（四九〇条但書、日本五七七条但書）、とされる。民事部に差し戻しまたは移送される旨の判決がなされれば、刑事訴訟手続への付帯性は消滅したことになるから、他の一般的な民事事件と同一となり、刑事訴訟法の規定を適用する根拠・必要性もなくなるというわけである。

具体的な訴訟の進行については、以下のように定められた。付帯民事訴訟の提起については、民事訴訟法の規定に従い、刑事事件の係属している裁判所に訴状を提出しなければならず（四九二条、日本五七八条<sup>10)</sup>）、訴状及び各当事者の準備書面は、相手方の人数分の謄本を提出し、裁判所から相手方に送達されなければならない（四九三条、日本五七九条、五八〇条<sup>11)</sup>）。

裁判所は、刑事訴訟の公判期日には付帯民事訴訟の当事者及び関係人を召喚することができる（四九四条、日本五八一<sup>12)</sup>条）。公判期日に法廷に出頭した際に、原告は口頭により付帯民事訴訟を提起することができる（四九五条、日本五八二<sup>13)</sup>条）。その場合、訴状の法定必要記載事項を陳述

し、公判調書に記載しなければならない。相手方が在廷しない場合、又は在廷しているが公判調書の送達を請求する場合には、公判調書を相手方に送達しなければならない（四九五条。日本規定なし）。

また、付帯民事訴訟の付帯性ゆえに以下のような規定がある。管轄に関する決定については、刑事事件に付随すべきである（四八九条、日本五六九<sup>14)</sup>条）。付帯民事訴訟の審理は原則として刑事訴訟の審理後に行わなければならない（四九六条本文、日本五八三<sup>15)</sup>条）。なぜなら、刑事訴訟において証拠調べをした証拠は、付帯民事訴訟においても既に証拠調べを経たと見なされ（四九九条、日本五八六<sup>16)</sup>条）、付帯民事訴訟の判決は、刑事訴訟判決において認定された事実を根拠にしなければならないからである（五〇〇条、日本五七〇<sup>17)</sup>条）。さらに、付帯民事訴訟は刑事訴訟と同時に判決をしなければならない（五〇一条、日本五九二<sup>18)</sup>条）。

なお、大正刑事訴訟法やドイツ刑事訴訟法との比較において特筆すべきは、裁判所は付帯民事訴訟が繁雑であり、長い期日を経ないと審判を終結させることができない場合合議による決定をもって裁判所の民事部に移送することができるという五〇四条の規定である。この点、大正刑事訴

訟法は、理由の如何を問わず審理が長期にわたると考えられるときは却下すべきとし、その決定に対して抗告はできないとしていた（日本五八九条<sup>21</sup>）。ドイツにおいても、民事的判断が要求されることよって訴訟が遅滞するおそれのあるときには、請求を却下することができるとの規定が制度運用上の最も大きな障害とされてきた。それだけに、民事部への移送を認めたこの条文は、裁判官・検察官双方にとつての負担増を避け、付帯民事訴訟が円滑に運用されるためのヒントを与える貴重なものといえる。

付帯民事訴訟における、民事訴訟の当事者としての地位に関しては、四九七条、四九九条の規定が注目される。検察官は付帯民事訴訟の審判に関与する必要がなく（四九七条、日本五八八条<sup>22</sup>）、刑事訴訟における証拠調べに対して、付帯民事訴訟の当事者または代理人が意見を陳述し得る（四九九条、日本五七七、五八五、三九九条<sup>23</sup>）点が挙げられる。

判決については、刑事訴訟において無罪、免訴、若しくは不受理の判決を言渡すときは、付帯民事訴訟について、判決で原告の訴えを却下しなければならぬ。この場合、刑事訴訟の判決に対して上訴しない限り、上訴してはなら

ない（五〇三条、日本五九〇条<sup>26</sup>）。但し、原告が請求する場合について、付帯民事訴訟を管轄裁判所の民事部に移送しなければならぬ（五〇三条、日本規定なし）。私人による訴追の事件について、決定によりその起訴を却下した場合、決定をもって原告の訴えを却下しなければならぬ（五〇三条第四項、日本規定なし）。なお、上訴については、<sup>27</sup>刑事訴訟の第二審判決に対して第三審裁判所に上訴することができる場合であっても、その付帯民事訴訟の第二審判決に対して第三審裁判所に上訴することができる（五〇六条、日本規定なし）との規定がある。ここでの、上訴することができない場合とは、三七六条における、刑法六一条に掲げる罪（比較的軽微な罪や窃盗罪・横領罪・詐欺罪等）について第二審判決を経たとき、上訴することができないとの規定が適用される場合を指す。かつては、刑事訴訟について上訴できない場合には、付帯民事訴訟についても上訴はできないとされていたが、この点が改められた<sup>28</sup>ものである。

第三審裁判所は、刑事訴訟事件の取り扱いに応じて、付帯民事訴訟に関して以下のように対処することになる。まず、刑事訴訟に関して上訴理由がないとして棄却した場合、

付帯民事訴訟の原判決に上訴理由になる法令の違反がないとき、上訴を棄却しなければならない（五〇八条一項、日本六〇五条）<sup>29</sup>。付帯民事訴訟の原判決において上訴理由になる法令の違反があるときには、破棄自判しなければならぬ。但し事実を審理する必要がある場合、その事件を原審の裁判所の民事部に差し戻し、または原審の裁判所と同じ審級の他の裁判所の民事部に差し戻さなければならぬ<sup>30</sup>（五〇八条二項、日本六〇六、六〇七条）<sup>31</sup>。

刑事訴訟についての上訴に理由があると認め、原判決を破棄し、自判する場合には、以下のようになる。刑事訴訟判決の変更が付帯民事訴訟に影響する場合、或いは付帯民事訴訟の原判決において上訴理由になる法令違反の事由がある場合原判決を取り消し、その事件を自判しなければならぬ。但し事実を審理する必要がある場合、その事件を原審の裁判所の民事部に差し戻し、または原審の裁判所と同じ審級の他の裁判所の民事部に差し戻さなければならぬ（五〇九条一項、日本六〇八、六〇九、六一〇条）<sup>32</sup>。刑事訴訟判決の変更は付帯民事訴訟に影響しない場合、かつ付帯民事訴訟の原判決に上訴理由になる法令の違反があるとき上訴を棄却さなければならぬ（五〇九条二項、日本

六〇八条）。

刑事訴訟に対して上訴理由があると認め、原判決を取り消し、その事件を原審、若しくはその他の裁判所に差し戻さなければならぬ場合、付帯民事訴訟の上訴に対して同一判決をなすことになる（五一〇条、日本六一一条）<sup>33</sup>。

また、付帯民事訴訟の判決に対して再審を請求する場合には、付帯性は失われ、民事訴訟法の定めるところに従い、原判決の裁判所の民事部に再審の請求書を提出しなければならぬ（五二二条、日本五七六条）<sup>34</sup>とされる。

### Ⅲ 日本法に対する示唆

中華民國では私人による訴追が認められており、公訴独占主義は採用されていないので、検察官のみならず、一定の資格を有する私人（三一九条、犯罪の被害者に限られるわけではない）起訴を行うことができる。それにとどまらず、犯罪により損害を受けた者は私人訴追による刑事事件に関して刑事手続において付帯民事訴訟の形で損害賠償の訴えを提起することも可能である。したがって、被害者の被害回復に大きな道が開かれている。また起訴法定主義と

起訴便宜主義を併用しているため、起訴便宜主義を採用した場合に生じる、公訴提起があつた場合にのみ付帯私訴による便宜を受けうるのは不公平である、との弊害は日本の場合より少ないと考えられる。

中華民国の弁護士の見点から見ると、付帯私訴の最大のメリットとして、以下の二点があげられる。まず、第一に、高額の裁判費用を納付する必要がないという点である。損害賠償を請求する際、一般の民事手続によれば、高額の裁判費を納付しなければならず、断念を余儀なくされることになる例も少なくない。これに対して、付帯民事訴訟手続を利用すると、刑事手続に付帯する性格を有するものであるので、刑事手続の“無償”性も承継し、高額の民事裁判費用により生じた問題の解消に役立つ。

そして、第二は、民事の損害賠償と刑事の犯罪訴追とを同一手続で行えば、量刑面での刑事政策的考慮を損害賠償の迅速実現のために役立たせることができる点である。被告人の弁護士としては、付帯民事において和解（賠償）が成立したならば、刑事事件について軽い刑や執行猶予を求めやすくなる。一方、被害者の代理人としては（付帯民事訴訟のみの代理人、告訴代理人兼付帯民事訴訟代理人、自

訴代理人兼付帯民事訴訟代理人、の三つの可能性がある）、合理的な賠償を迅速に実現するために、刑事手続を利用して、量刑が軽くなるというメリットを被告人に説得し、同時に裁判官からこのような“利用”を黙示的に許容してもらい、さらに裁判官が、被害者に適切な損害賠償を行えば、刑の軽減という方向で考慮するという態度を、明示或いは黙示で、被告人に示すことを期待できる。その結果、一般の民事手続と比べ、加害者が賠償に応じる可能性がより高くなり、且つ、繁雑な民事強制執行を経ないで済む場合もある（加害者が任意に履行する場合もありうる）。国家側にとつても、もし、執行猶予や罰金刑の言渡しにより、刑務所における収容過剰に関する問題の解決につながるというメリットがある。

このように、被害者救済に資する様々な配慮があると同時に、付帯性が維持できない場合における民事部への速やかな移送といった、刑事訴訟の限界をわきまえた民事訴訟との適切な役割分担が、制度活用を促進していると考えられ、これらの点は、今後日本における制度導入にあたって、大きな示唆を与えるものであろう。

- (1) ただし、付帯私訴と私人訴追が明確に分離されていないこともある。日本においても、制度導入の初期は両者が未分離であったことが何われる。垂水克己「明治大正刑事訴訟法史（一）」法学會雜誌一八卷二號（一九四〇年）五四頁、垂水克己「明治大正刑事訴訟法史（二）」法学會雜誌一八卷三四、三七頁。終戦後における私人訴追制度導入の議論については、井上正仁・渡辺咲子・田中開編著『刑事訴訟制定資料全集 昭和刑事訴訟法編（一）』（二〇〇一年）一六五頁以下、二〇九頁以下、二三七頁以下参照。
  - (2) 訳文については、張有忠翻訳・監修『中華民國六法全書』（一九九三年）を参考にした。
  - (3) 条文については、伊達公義編『大正新五法』（一九二三年）を参照した。制度の内容については長谷川貞之「犯罪被害者の損害回復と附帯私訴・刑事和解の制度」比較法文化一〇号（二〇〇二年）六二頁以下、櫻見由美子「附帯私訴」について「金沢法學四五卷二號（二〇〇三年）一六五頁以下が参考になる。
  - (4) 小野清一郎・団藤重光「中華民國刑事訴訟法（上）」（一九三八年）一七頁以下。制定・実施が急がれていた刑法・刑事訴訟法については、清朝末期よりすでに立法および修正が積み重ねられていたこともあり、
    - (5) 十分な立案討議を経ないまま公布・施行されたようである。
    - (6) 邦訳として、司法省調査課「司法資料 中華民國刑法刑事訴訟法」（一九三五年）がある。
    - (7) 第五百六十七條 犯罪ニ因リ身體、自由、名譽又ハ財産ヲ害セラレタル者ハ其ノ損害ヲ原因トスル請求ニ付公訴ニ附帯シ公訴ノ被告人ニ對シテ私訴ヲ提起スルコトヲ得
    - (8) 伊達公義編『大正新五法』一八〇頁
    - (9) 第五百六十八條 私訴ハ公訴ニ付第一審ノ辯論終結スルニ至ル迄之ヲ提起スルコトヲ得但シ豫審中ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス
    - (10) 伊達公義編『大正新五法』一八〇頁
- (9) 第五百七十二條 民事訴訟法中左ニ掲クル事項ニ關スル規定ハ私訴ニ付之ヲ準用ス但シ即時抗告ノ提起期間ハ決定ノ告知アリタル日ヨリ三日トス
    - 一 訴訟能力
    - 二 共同訴訟人
    - 三 第三者ノ訴訟參加

- 四 訴訟代理及捕佐  
 五 訴訟費用  
 六 保證  
 七 訴訟上ノ救助  
 八 訴訟手續ノ中斷及中止  
 九 當事者本人ノ出頭  
 十 訴訟上ノ和解  
 十一 請求ノ拋棄ニ基キテ爲ス判決  
 十二 訴又ハ上訴ノ取下  
 十三 強制執行
- (10) 伊達公義編『大正新五法』一八一〜一八二頁  
 第五百七十八條 私訴ヲ提起スルニハ民事訴訟法ニ準シ訴狀ヲ裁判所ニ差シ出スヘシ  
 伊達公義編『大正新五法』一八三頁
- (11) 第五百七十九條 訴狀其ノ他對手人ニ交付スヘキ書類ハ裁判所ニ差出スモノノ對手人ノ數ニ應シテ之ヲ差出スヘシ  
 伊達公義編『大正新五法』一八三頁
- (12) 第五百八十條 裁判所訴狀ヲ受取リタルトキハ速ニ之ヲ被告ニ送達スヘシ公判期日ニ出頭シタル被告ニ對シ公判廷ニ於テ訴狀ヲ交付シタルトキハ送達アリタルモノト看做ス  
 伊達公義編『大正新五法』一八三頁
- (13) 大正刑事訴訟法においては、公判期日そのほか刑事訴訟手續の進行に関する情報が原告たるべき者に事前に知られることがほとんどないため、裁判所が当事者を召喚し、法廷に出頭した際に口頭で付帯私訴提起の機会を与えるという形で解決を図った、とされる。矢追秀作『刑事訴訟法要義 増補改訂版』(一九四一年)八一頁。
- (14) 第五百八十一條 公訴ノ公判期日ニハ私訴關係人ヲ召喚スヘシ  
 伊達公義編『大正新五法』一八三頁
- (15) 第五百八十二條 原告公判期日ニ出頭シ訴狀ヲ差出スコト能ハサル事由ヲ疏明シタルトキハ口頭ヲ以テ私訴ヲ提起スルコトヲ得但シ被告出頭セサル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス  
 伊達公義編『大正新五法』一八四頁
- (16) 第五百六十九條 公訴ニ付第三條、第四條、第六條、第七條、第九條第二項、第十條第二項、第二十三條又は第三百五十六條但書ノ決定アリタルトキハ私訴ニ付亦同一ノ決定アリタルモノト看做ス  
 公訴ニ付管轄違ノ言渡ヲ爲シタル時ハ私訴ニ付亦同一ノ言渡ヲ爲スヘシ  
 伊達公義編『大正新五法』一八〇頁
- (17) 第五百八十三條 私訴ノ取調ハ公訴ノ審理ヲ終ヘ

タル後之ヲ爲スヘシ但シ裁判長ハ公訴ノ審理中ト雖  
職權ヲ以テ私訴ニ付取調ヲ爲スコトヲ得

〔伊達公義編『大正新五法』一八四頁〕

(18) 第五百八十六條 公訴ニ付取調ヘタル證據ハ私訴  
ニ付取調ヘタルモノト看做ス

〔伊達公義編『大正新五法』一八五頁〕

(19) 第五百七十條 私訴ノ判決ハ公訴ノ判決ニ於テ認  
メタル事實ニ基キ之ヲ爲スヘシ但シ請求ノ拋棄ニ基  
キテ爲ス判決ハ此ノ限ニ在ラス

〔伊達公義編『大正新五法』一八〇頁〕

(20) 第五百九十二條 裁判所ハ公訴ノ判決ト同時ニ私  
訴ノ判決ヲ爲スヘシ

〔伊達公義編『大正新五法』一八六頁〕

(21) 第五百八十九條 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ  
在ルヲ問ハス數多ノ日時ヲ費スニ非サレハ私訴ノ審  
判ヲ終結シ難キモノト認ムルトキハ決定ヲ以テ私訴  
ヲ却下スヘシ此ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ  
得ス

〔伊達公義編『大正新五法』一八五頁〕

(22) 第五百八十八條 檢事ハ私訴ノ審判ニ立會フコト  
ヲ要セス  
檢事私訴ノ審判ニ立會ヒタル場合ニ於テハ當事者ノ  
辯論終リタル後意見ヲ陳述スルコトヲ得

〔伊達公義編『大正新五法』一八五頁〕

(23) 第五百八十五條 裁判所ハ相當ノ陳述ヲ爲スコス  
ト能ハサル當事者、訴訟代理人又ハ輔佐人ニ對シ決  
定ヲ以テ其ノ後ノ陳述ヲ禁スルコトヲ得此ノ場合ニ  
於テハ新期日ヲ定メ辯護士ヲシテ訴訟代理ヲ爲サシ  
ムヘキコトヲ命スヘシ

〔伊達公義編『大正新五法』一八四頁〕

(24) 第三百四十九條 證據調終リタル後檢事ハ事實及  
法律ノ適用ニ付意見ヲ陳述スヘシ  
被告人及ヒ弁護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得  
被告人又ハ弁護人ニハ最終ニ陳述スル機會ヲ與フヘ  
シ

〔伊達公義編『大正新五法』一一二頁〕

(25) 「不受理」は日本の刑訴法の「公訴棄却」という概  
念に近い。中華民國では、公訴独占主義は採用され  
ず、公訴と私人による訴追の制度が並立している  
が、日本では、私人による訴追制度は現在行われて  
いない。概念上、「公訴棄却」の中に「私人による訴  
追」を含めることはできないので、中華民國刑訴法  
においては、「公訴棄却」と「私人による訴追の却下」  
の概念を包括することができるように、「不受理」と  
いう用語を採用したのである。日本の刑訴法の第三  
三八条で定めた公訴棄却の理由（四つ）は中華民國

刑訴法の三〇三条（不受理の理由は七つ）の中にも含まれている。例えば、すでに刑事訴訟が提起されているなら、重ねて同一裁判所に起訴がなされた場合には、日本では公訴棄却になり、台湾では公訴・私人による起訴いずれをも含むというゆえに、「公訴棄却」という用語ではなく、「不受理」の判決をなすべきであることを定めた。

(26) 第五百九十條 公訴ニ付無罪、免訴又ハ公訴棄却ノ判決アリタルトキハ判決ヲ以テ私訴ヲ却下スヘシ  
公訴ニ付公訴棄却ノ決定アリタルトキハ決定ヲ以テ私訴ヲ却下スヘシ

前二項ノ規定ニ依リ私訴ヲ却下シタル判決又ハ決定ニ對シテハ公訴ニ付上訴アリタリトキニ非サレハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

(伊達公義編『大正新五法』一八五～一八六頁)

(27) 中華民國では、「控訴」・「上告」という用語は用いられず、共に第一審から第二審、あるいは第二審から第三審への「上訴」とされる。なお、第三審は法律審である。

(28) 民国五十六年一月二三日全文修正前は、以下のよう  
に定められていた。第五一〇条・刑事訴訟之第二審判決不得上訴於第三審法院者、對於其附帶民事訴訟之第二審判決、亦不得向第三審法院上訴。

(29) 第六百五條 第四百四十六條ノ規定ニ依リ公訴ニ

付上告棄却ノ判決ヲ爲ス場合ニ於テ私訴ニ付上告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反ナキトキハ判決ヲ以テ上告ヲ棄却スヘシ

(伊達公義編『大正新五法』一九〇頁)

(30) 原審以外の裁判所に差し戻すことを、中華民國では「發交」という。

(31) 第六百六條 第四百四十六條ノ規定ニ依リ公訴ニ付上告棄却ノ判決ヲ爲ス場合ニ於テ私訴ニ付上告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反アルトキハ第六百七條ノ場合ヲ除クノ外判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ事件ニ付更ニ判決ヲ爲スヘシ

(伊達公義編『大正新五法』一九〇～一九二頁)

(32) 第六百七條 前條ノ場合ニ於テ事件ニ付更ニ判決ヲ爲ス爲事實ノ審理ヲ必要トスルトキハ事件ヲ原裁判所ノ民事部ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ノ民事部ニ移送スヘシ

(伊達公義編『大正新五法』一九一頁)

(33) 第六百八條 公訴ニ付原判決ヲ破毀シ被告事件ニ付更ニ判決ヲ爲シタル場合ニ於テハ左ノ區別ニ從ヒ私訴ニ付判決ヲ爲スヘシ

一 公訴ノ判決ハ私訴ニ影響ヲ及ホスヘキ變更ヲ爲シタルトキ又ハ私訴ニ付上告ノ理由ト爲ルヘキ法

- 令ノ違反アルトキハ原判決ヲ破毀ス
- 二 公訴ノ判決私訴ニ影響ヲ及ホスヘキ變更ヲ爲サ  
ス且私訴ニ付上告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反ナ  
キトキハ上告ヲ棄却ス
- (34) (伊達公義編『大正新五法』一九二頁)  
第六百九條 前條ノ規定ニ依リ私訴ニ付原判決ヲ  
破毀スル場合ニ於テハ第六百十條ノ場合ヲ除クノ外  
事件ニ付更ニ判決ヲ爲スヘシ
- (35) (伊達公義編『大正新五法』一九一―一九二頁)  
第六百十條 第六百八條ノ規定ニ依リ私訴ニ付原  
判決ヲ破毀スル場合ニ於テ事件ニ付更ニ判決ヲ爲ス  
爲私訴ノミニ付事實ノ審理ヲ必要トスルトキハ事件  
ヲ原裁判所ノ民事部ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナ  
ル他ノ裁判所ノ民事部ニ移送スヘシ
- (36) (伊達公義編『大正新五法』一九二頁)  
第六百十一條 公訴ニ付原判決ヲ破毀シ差戻又ハ  
移送ノ判決ヲ爲ス場合ニ於テハ私訴ニ付同一ノ判決  
ヲ爲スヘシ
- (37) (伊達公義編『大正新五法』一九二頁)  
第五百七十六條 私訴ノ判決ニ對スル再審ノ訴ハ  
民事訴訟法ニ依リ原判決ヲ爲シタル裁判所ノ民事部  
ニ之ヲ爲スヘシ
- (38) 黃朝義「台湾における自訴（被害者訴追）制度」『大  
野眞義先生古稀祝賀 刑事法学の潮流と展望』（二〇  
〇〇年）四七四頁以下。
- (39) 中華民國刑事訴訟法には、二五三條の微罪の不起  
訴と二五三―一條の輕罪（微罪より重い）の緩起訴  
（起訴猶予）の規定があり、この範圍では起訴便宜主  
義が採用されていると考えることができる。
- (40) 川出敏裕「付帯私訴制度について」『田宮裕博士追  
悼論集 下卷』（二〇〇三年）三〇三頁。
- (41) 裁判費用の計算については二〇〇三年以前の旧法  
（民事訴訟費用法）によると、訴訟目的の価値の百の  
一であったため、損害額が高いと裁判費用も高かつ  
た。単行法規である旧法が廢止され、訴訟費用（裁  
判費用を含めて）の計算についての規定が民事訴訟  
法に編入されてからはこの不公平性はある程度是正  
されている。